附 則

(施行期日)

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条。この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に

3 及び同法第六十六条の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した ア 第五条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定

一 次に掲げる規定 令和六年六月一日

イ 第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第六節 その他の

特例(第四十一条の三の三―第四十二条の三)」を「第六節」その他

つち引(ぎョー・ようこ) - 「美国・こようこ) - 「おりに対していまける特別税額控除(第四十一条の三の三―第四十一条の

の特例(第四十一条の三の十一―第四十二条の三)

第六項の規定
第六項の規定
第六項の規定
第六項の規定
「一に改める部分に限る。)、同法第四十一条の三の四第七項三の十二とする改正規定、同法第二章第五節同条を同法第四十一条の三の十一とする改正規定、同法第二章第五節同法第四十一条の三の三第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第四十一条の三の四第七項三の十二とする改正規定、同法第四十一条の三の四第七項三の十二とする改正規定、回法第四十一条の三の四第七項三の十二とする改正規定、

同法第三十条第一項第二号の改正規定及び同法第三十三条第一項の表必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第二項の改正規定、第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために

四項 及び

これらの税を	得税(これらの税所得税及び復興特別所	より読み替えられた 用の特例等)の規定に 税に係る所得税法の適	第一項(復興特別所得特別措置法第三十三条	な財源の確保に関するを実施するために必要	並びに東日本大震災か								租税特別措置法の項の改正規定(
<u>-</u>	四項第四号	を 四項第三号 四項第三号							四項第一号				正規定(
租税特別措置法	号 第 所得税	月 第 所得税	当該所得税を	得税 (当該所							当該所得税を	得税 (当該所	
興東の日	に所係得	に所係得	これ	得 税 得	より	用 の に	第二	持な別財	を ら す	を バ	を	所	

ための施策を実施本大震災からの復	る復興特別所得税税及び当該所得税	る復興特別所得税税及び当該所得税	らの税を	(これらの税税及び復興特別所	に東日本大震災か 精関等)の規定に 所得等)の規定に があるために必要 がある所得がある。 があるが、 は り り の り の り の り の り の り の り の り の り の	
		に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十				措み例る(置のする 置替等所復法確る

保に関する特別措ために必要な財源 項」に、 えられた租税特別 興特別所得税に係 分を除く。 第三十三条第一項 の規定により読 税法の適用の特 「第四 十条第二十項」を「第四十条第二十二項」

に改める部

の規定 次に掲げる規定 第二条中法人税法第二条第十二号の十四 令和六年十月一日 の改正 規定及び附則第六条

まで、 規定、 の改正規定、 及び同法第五十八条の改正規定並びに附則第十三条第一項から第三項 第五条中消費税法第九条第七項の改正規定、 第十項及び第十一項の規定 同法第三十七条第一項の改正規定、 同法第十二条の二の改正規定 同法第五十 同法第十二条の三の改正 同法第九条の二 一条の改正規定 一第三項

トヘホニハ 第六条の規定及び附則第十四条の規定

第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定

第九条の規定及び附則第十七条の規定

第十一条中国税通則法第七十四条の四第一 項の改正規定

第四項の改正規定、 四項、 定並びに附則第三十条及び第五十三条の規定 第二項及び第九十条の四の二第二項の改正規定、 十一の改正規定、 第十三条中租税特別措置法第二十八条の改正規定、 第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の 一項の改正規定並びに同法第九十条の五第五項、 第九十条の六の二第五項及び第九十条の六の三第四項の改正 同法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十 同法第八十七条の六第十二項及び第八十七条の八 同法第九十条の四 同法第六十六条 第九十条の六

第二十一条中所得税法等の

一部を改正する法律

(平成二十八年法律

条の規定条の規定及び同法附則第五十三条の改正規定並びに附則第六十三条の改正規定及び同法附則第五十三条の改正規定並びに附則第六十三第十五号)附則第五十一条の二第一項の改正規定、同法附則第五十二

-] 次に掲げる規定 令和七年一月一日
- イ 第二条中法人税法第三十九条第一項の改正規定
- | 第一二巻)見配 | 同巻中国的牧女は穹頂三十三巻)女三見三さ余:| 八条の改正規定並びに附則第十九条の規定 | 1、第十一条中国税通則法第三十八条第四項の改正規定及び同法第六十|
- 。) 及び附則第二十条の規定ハ 第十二条の規定(同条中国税徴収法第百三十三条の改正規定を除く
- 同条第三項の規定又は」を削る部分を除く。)

 二 第十三条中租税特別措置法第四十一条の十八第二項の改正規定(「
- 例(第四十一条の三の三―第四十二条の三)」を「乳で同じてひ見り見」の「第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第六節」その他の特本、第十四条の規定

次に掲げる規定 令和八年一月一日

日

- イ 第十五条の規定
- 第十六条の規定及び附則第五十六条の規定
- 律(昭和四十四年法律第四十六号)の項の改正規定等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税条約の第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために
- 七 第十三条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定及び同法第四十二

| 13|| 十二条第一項並びに第三十九条第一項及び第二項の規定 | 令和八年四月|| 十二条第一項並びに第三十九条第一項及び第二項の規定 | 令和八年四月|| 条の四の改正規定(同条第十九項に係る部分を除く。)並びに附則第二

- 八 次に掲げる規定 令和九年一月一日
- 五条の規定
 石条の規定
 イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四第一項の改正規定及び附則第
- び附則第三十七条の規定ハの第十三条中租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の改正規定及
- 三 第十八条の規定及び附則第五十七条の規定
- の施行の日 | 公益信託に関する法律(令和六年法律第 号)
- 則第三条の規定

 「第一条中所得税法第九条第一項第十七号の改正規定、同法第六十条の二第六項の改正規定、同法第六十条の二第六項第二号の改正規定、同法第六十条の二第六項第二号の改正規定、同法第第二項の改正規定、同法第二十九条第一項第一号の改正規定、同法第第二項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第十一条
- 及び第六十七条の規定
 及び同法附則第十九条の三を削る改正規定並びに附則第七条、第八条及び同法附則第十九条の三を削る改正規定、同法第三十七条の改正規定 第二条中法人税法第二条の改正規定(同条第十二号の十四に係る部
- 。)及び附則第十二条第一項の規定 第三条の規定(同条中相続税法第五十九条第五項の改正規定を除く
- 分を除く。)並びに附則第十三条第五項の規定「同表第一号に係る部門第十九条の二を削り、同法附則第十九条の三を同法附則第十九条の三を削り、同法附則第十九条の三を同法附則第十九条の正規定、同法附別第十九条の正規定、同法附別第十九条の当時費税法第十四条第一項ただし書の改正規定、同法第十五
- 第十条中印紙税法別表第一の改正規定
- の二第四項の改正規定(「又は遺贈(」の下に「公益信託に関する法へ)第十三条中租税特別措置法第四条の五の改正規定、同法第二十九条

並びに附則第五十四条第一項から第三項までの規定 条の十八の二第二項の改正規定 第四十条の改正規定(同条第八項中「同条第十七号」を「同条第二十 託の受託者に対するものであつてその信託財産とするためのもの及び 改正規定、 正規定並びに同法第八十六条の七の見出し及び同条第一 一項第五号の改正規定、 を加える部分に限る。 (令和六年法律第 に改める部分を除く。 「同条第三項の規定又は」 同法第六十六条の十 同法第三十三条の三第三項の改正規定、 を削る部分に限る。 同法第四十一条の十八第二項の改正規 「項第二号の改正規定、 第二条第一項第一号に規定する公益信 の三の改正規定、 同法第四十一条の十八の三第 同法第七十条の改 同法第三十条第 項の改正規定 同法第四十 一項の 同法

必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別チ 第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために

四項 第四十条第 所得税 及び 得税 (当該所 用の特例 特別措置 得 税 を実施す 税に係る 第一項 (所得税及 な財源の らの復興 より読み 一びに東 $\widehat{\Xi}$

当該所得税を

これらの

措置法の項の改正規定

四項第三号 四項第四号 第四十条第 第四十条第 四項第一号 第四十条第 得 税 税 税 所得税 所得税 及び 租税特別措置法 当該所得税を (当該所 措置法 これらの税を 例等) 興のための施 所得税及び復 置法第三十三 するために必 東日本大震災 得税(これら 税に係る所得 特別措置法第 み替えられた る所得税法の の確保に関す に係る復興特 所得税及び当 に係る復興特 所得税及び当 より読み替え 用の特例等) な財源の確保 を実施するた らの復興のた 並びに東日本 (復興特別所 項(復興 の規定

租に適得条る要策か税よ用税第特なをらりのに一別財実の別読特係項措源施復	別 該 別 該 所 所 所 得 得 税 税 税 税 税	の 興 ら の 税 特 三 に め め 大 税 特 れ 規 法 別 十 関 に の 震 別 た 定 の 所 三 す 必 施 災 所 に 適 得 条 る 要 策 か
	に 、 「第	
	「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、	
	八項」を「第	
	十項」に、	

。) 「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分に限る

- 第一号)の施行の日 本市緑地法等の一部を改正する法律(令和六年法律)
- 改正規定並びに附則第三十二条及び第五十一条の規定十五条の三第一項の改正規定及び同法第八十二条の次に一条を加える四、第十三条中租税特別措置法第三十四条第二項の改正規定、同法第六
- 行の日 条第二項及び第四十二条第二項の規定 定業務施設」という。 務施設の新設に併せて整備されるものを含む。 設」の下に「(同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業 定する特定業務施設」の下に「(同号に規定する特定業務児童福祉施設 る法律(令和五年法律第五十三号)附則第三号に掲げる規定の施行の日 おける情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関す 律(令和六年法律第 の項において「特定業務施設」という。 のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下こ 同法第四十二条の十一の三第一項の改正規定(「規定する特定業務施 第十三条中租税特別措置法第十条の四の二第一項の改正規定(「規 第十二条中国税徴収法第百三十三条の改正規定 民事関係手続等に)」を加える部分に限る。)並びに附則第二十四 号)附則第一条ただし書に規定する規定の施 地域再生法の一部を改正する法)」を加える部分に限る。)及 以下この項において「特
- | 号)の施行の日| | 一三| 次に掲げる規定 | 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するた
- イ 第十三条中租税特別措置法第十条の五の六第一項の改正規定、同条

部を改正する等の法律 改める部分を除く。 改める部分及び 法第五十六条の改正規定(同条第一項中「第四十二条の四第十九項第 改正規定、 条の十三第一 法第四十二条の十二の七の改正規定 条の二十第二項第二号」に改める部分に限る。 第五項の改正規定 分を除く。 条第三項第七号を同項第八号とし、 定めるものの契約(第三項第七号において るものに限る。 七号に規定する中小企業者 条第八項の改正規定、 る改正規定(同項第十七号を同項第十六号とする部分を除く。 人で次の表の各号の第一欄に掲げる法人に該当するもの」に改める部 定 六条の四の三第十四項の表第六 を締結している場合を除く。)において、 置に基因し、 いて同条第一項の認定を受けたもの」を「青色申告書を提出する法 定する経営力向上計画 年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に 同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除 項に係る部分及び同条第七項に係る部分を除く。 の改正規定、 条の十三第二項第三号」を「第二十一条の二十第二項第二号」に 同条第十項に係る部分、 「第三項第一号において同じ」を で青色申告書を提出するもののうち、 法 一第四十二条の十二 項」 第六十六条の七 同表に一号を加える改正規定、 項第十七号を同項第十六号とし、 に改める部分に限る。 以下この項において「経営力向上計画」という。 同 同法第六十六条の四第二十七項の改正規定、 又は関連して生ずる損害を塡補する保険で財務省令で 「を除く。 法第四十二条の四第十九項第二号イの改正規定、 「第二十一条の十三第二項 同法第四十二条の十四第一項の表の第十一号の (令和三年法律第七十号) の施行の日から令和 第 同条第五項に係る部分、 (同条第四項第二号に掲げる事項の記載があ 一の七 九項及び第六十六条の九の三 (同項第八号に規定する適用除外事業者又 において 同条第九項に一号を加える部分、 第十 十六条の四第二 同項第六号の次に一号を加える部 (同条第三項に係る部分 項」 「以下この条において同じ」に 同法第六十六条の十三第 を「及び同日において当該 同条第五項の改正規定、 を 「特定保険契約」という。 」に改める部分並びに同 産業競争力強化法等の一 「第四· 第三号」を 同号の次に一号を加え 十七 同条第六項に係る部 同条第十二項第 + 項の項の 一条の十二 第 同法第四十二 八項 「第二十 同法第六 (「第一 の改正 改正規 同条第 一の七

の規定の改正規定並びに附則第四十五条第二項及び第四十九条第二項に限る。)、同法第八十条第二項の改正規定、同法第八十条第二項の改正規定(「第二条第三十三項」に改める部分に限る。)、同項を同条第三中一項」をし、同条第一項の次に一項を加える改正規定(「第二条第三十一項」をし、同条第二十三項」に改める部分に限る。)、同項を同条第二十一項」をの改正規定(「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める部分の改正規定(「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める部分の改正規定(「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める部分の対定

- に関する法律第十七条の二第十四項の改正規定 第十九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
- | 号)附則第四十九条の改正規定 | 第二十二条中所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三
- 十 五 限る。 の 目 条第一項」に、 車運送事業法の一部を改正する法律 関する法律第六条第一項」に改める部分及び「第五条第一項」を「第七 第四条第一項」を「物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律 び効率化の促進に関する法律第四条第一項」を「物資の流通の効率化に の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号) 七条第一項」に、 第八十五号)第六条第一項」に改める部分及び「第五条第一項」を「第 第十三条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定(「流通業務)及び同法第四十八条第一項の改正規定(「流通業務の総合化及 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動 「第二条第三号」を「第四条第三号」に改める部分に限 「第二条第三号」を「第四条第三号」に改める部分に (令和六年法律第 号)の施行
- 公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法七号」を「同条第二十号」に改める部分に限る。) 公益社団法人及び一、第十三条中租税特別措置法第四十条第八項の改正規定(「同条第十二六

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という第二条 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。) 第十一条第二項(同項に規定する公益信託に係る部分に限る。) の規定になる信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下「移行認可」という。) を受けた信託を含む。) について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下「移行認可」という。) を受けた信託を含む。) について適用し、同日前に効力が生ずる同項に規定する公益信託を含む。) 第十一条第二項(同項に規定する公益信託に係る部分に限る。) の規定 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という

(寄附金控除に関する経過措置)

第三条 規定は、 あることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。 ないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすもので ものを除く。 という。 公益信託」とする。 号) 終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属し とあるのは、 (公益信託ニ関スル法律第一条(公益信託)に規定する公益信託で信託 附則第三条第一項(寄附金控除に関する経過措置)に規定する特定 個人が第一条の規定による改正 なおその効力を有する。この場合において、 第七十八条第三項に規定する特定公益信託)の信託財産とするために支出する金銭については、 「所得税法等の一 部を改正する法律(令和六年法律第 前 0 所得税法 (以 下 同項中 (移行認可を受けた 旧 「特定公益信 所得税法」 同項の

租税特別措置法第四条の五第二項中「特定寄附金(」とあるのは「特定寄 第三条第 附金(所得税法等の一部を改正する法律 税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第四条の五及び第四 は 第七十八条第三項の規定又は」 規 前項の規定の適用がある場合における第十三条の規定による改正後の租 一条の十八から第四十一条の十八の三までの規定の適用については、 定による改正前の所得税法 「規定、 一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条 旧所得税法第七十八条第三項の規定並びに」と、 (第九項において - 旧 同条第九項中 (令和六年法律第 「規定並びに」 所得税法」 同法」と という。 号) とある 附則

四十一条の十八の三第一項中「第四十一条の十八第一項又は」とあるのは 得税法第七十八条第三項の規定又は前条第一項」と、新租税特別措置法第 等の金額に相当する部分を除く。)」と、 定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定又は第四十一条の十八 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 りなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所 を改正する法律(令和六年法律第 法第七十八条第三項の規定又は前項」と、 おその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の 正する法律(令和六年法律第 税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子 税法第七十八条第三項中「支出した金銭」とあるのは「支出した金銭 あるのは「所得税法」と、 所得税法等の一部を改正する法律 条の十八第二項中「及び前項」とあるのは「及び所得税法等の一部を改 八の二第二項中「及び前条第一項」とあるのは「及び所得税法等の一部 項若しくは」とする。 「除く」と、 号) (令和六年法律第 」とあるのは 号) 附則第三条第一項の規定によりな と 新租税特別措置法第四十一条の 附則第三条第一項の規定によ 新租税特別措置法第四十 「除く」と、 附則第三 が所得税 旧 !所得

《泉徴収義務に関する経過措置)

二百四条第一項第三号に掲げる診療報酬については、なお従前の例による。号に掲げる診療報酬について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法第、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき同第四条 新所得税法第二百四条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

なお従前の例による。 べき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出す第五条 新所得税法第二百二十八条の四第一項の規定は、令和九年一月一日

(適格現物出資の定義に関する経過措置)

。) 第二条第十二号の十四の規定は、令和六年十月一日以後に行われる現第六条 第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という

の例による。物出資について適用し、同日前に行われた現物出資については、なお従前物出資について適用し、同日前に行われた現物出資については、なお従前

用の帰属等に関する経過措置)(信託財産に帰せられる収益及び費

ま、なお従前の例による。 (同条第五項に規定する公益信託に係る部分に限る。)は、附則第一条第一、 大号に定める日以後に効力が生ずる同項に規定する公益信託に 関する法律による改正前の公益信託に係る部分に限る。)は、附則第一条第一 で同条第五項に規定する公益信託に係る部分に限る。)は、附則第一条第一 第十条 新法人税法第二条第二十九号の二、第十二条及び第三十七条の規定

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第八条 関する経過措置) する法律 第六項に規定する特定公益信託」とあるのは、 政令で定めるところにより証明がされたものをいう。 信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて る信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその 十二号)第一条(公益信託)に規定する公益信託で信託の終了の時におけ 額については、 規定による改正前の法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託 移行認可を受けたものを除く。 同項中「特定公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六 法人 (令和六年法律第 (人格のない社団等を含む。 同項の規定は、 に規定する特定公益信託」とする。 なおその効力を有する。この場合におい の信託財産とするために支出する金銭 附則第八条(寄附金の損金不算入に 次条において同じ。 「所得税法等の一)」とあり、 が、 部を改正 第二条

(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置)

- | 業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。 | 年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事界九条 | 新法人税法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業
- おいて「令和五年改正法」という。) 附則第十二条第二項の規定により同2 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号。以下この項に

(法人税法第六十一条第一項に規定する特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産に裁当する特定自己発利に規定する特定自己発利に関定する特定自己発行に関い。)についての施行日以後に終了する各事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産(令和五年改正法約10円。)についての施行日以後に終了する各事業年度における新法人終了の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡に終了の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡に移了の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡に移っているものとみなされた暗号資産限る。)は、新法人税法第六十一条第一項に規定するものとみなされた暗号資産のに表している。)は、新法人税法第六十一条第一項に規定するものとみなす。

(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置)

に対する法人税について適用する。 行日以後に開始する対象会計年度の同条第一項に規定する国際最低課税額第十条 新法人税法第八十二条及び第八十二条の二の規定は、内国法人の施

(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置)

等について適用する。会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 従前 関スル法律」とする。 金控除に関する経過措置)」と、同項中「公益信託ニ関スル法律」とある 条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。 は「公益信託に関する法律(令和六年法律第 条の規定による改正前の相続税法第二十一条の三第一項第四号及び附則 部を改正する法律(令和六年法律第 の例によることとされる場合における同法による改正前の公益信託ニ 公益信託に関する法律の適用等に関する経過措置) .得税法第七十八条第三項(寄附金控除)」とあるのは「所得税法等の 十四項の規定は、 公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律第一 なおその効力を有する。 号) この場合において、 附則第三条第一項(寄附 号) の規定によりなお 附則第二条第二 については、 同号中

2

第三条の規定による改正後の相続税法第五十九条第五項の規定は、

令和

する調書については、なお従前の例による。前に提出すべき第三条の規定による改正前の同法第五十九条第五項に規定九年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書について適用し、同日

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

- 前の例による。
 前の例による。
 前の例による。
 前の例による。
 前の例による。
 前の例による。
 前の例による。
 前の例による。
 前の例による。

 前の例による。
- | 六年十月一日以後に開始する事業年度について適用する。 | 2 | 新消費税法第十二条の二第三項及び第十二条の三第五項の規定は、令和
- お従前の例による。 する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なする事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、な 新消費税法第十二条の三第一項の規定は、令和六年十月一日以後に開始
- 二号に規定する保税地域からの引取りについて適用する。等に該当する消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物の同項第う。以下この項において同じ。)の課税仕入れ(消費税法第二条第一項第方。以下この項において同じ。)の課税仕入れ(消費税法第二条第一項第方。以下この項において同じ。)の課税仕入れ(消費税法第二条第一項第一項に規定する金地金等をいう。第九項において同じ。)二号に規定する保税地域からの引取りについて適用する。
- く。)については、なお従前の例による。 信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益。 適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益。 だし書に規定する公益信託(移行認可を受けた信託を含む。)についてただし書に規定する公益信託(移行認可を受けた信託を含む。)について、新消費税法第十四条第一項、第十五条及び第六十条第四項の規定は、附
- 新消費税法第十五条の二第一項の規定は、令和七年四月一日以後に国内

例による。 に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の役務の提供をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前において行われる電気通信利用役務の提供(同項に規定する電気通信利用

- 九月三十日」とする。 規定による申告の義務がない場合にあつては、 課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限 課税期間について適用する。この場合において、施行時判定期間について た場合の同項の規定による申告書の提出期限)」とあるのは、 の新消費税法第十五条の二第三項の規定の適用については、同項中「その する。以下この項及び次項において「施行時判定期間」という。)以後の に終了する課税期間である場合にあっては、 項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。 期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間 項及び第十項において同じ。 新消費税法第十五条の二第二項及び第三項の規定は、 (当該課税期間が令和六年八月一日以後 当該課税期間の前課税期間と 当該申告の義務があるとし (同条第二項又は第四 施行日を含む課税) をいう。 「令和六年 (同項の
- 「所当で記憶にして終しては、同意は、国际日は後に国内において事業」がかわらず、令和七年四月一日に、その効力を生ずる。 十二月三十一日までに行われた場合には、当該指定は、同項後段の規定に「一種の関係の 一種の 一種の 一種の 一種の 一種の 一種の 指定が令和六年
- った課税仕入れについては、なお従前の例による。 者が行う課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行 新消費税法第三十条第十二項の規定は、施行日以後に国内において事業
- 従前の例による。 る課税期間について適用し、同日前に開始した課税期間については、なおる課税期間について適用し、同日前に開始した課税期間については、なおる課税対策三十七条第一項の規定は、令和六年十月一日以後に開始す
- する申請書を提出する場合について適用する。後に新消費税法第五十一条第三項に規定する特例輸入者が同項前段に規定収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以収等に関する法律第四条第一項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴

(酒税法の一部改正に伴う経過措置)

税法」という。) 第三十条の六第三項の規定は、輸入品に対する内国消費第十四条 第六条の規定による改正後の酒税法(以下この条において「新酒

用する。
| 用する。| | 日以後に新酒税法第三十条の六第三項に規定する増加する場合について適一日以後に新酒税法第三十条の六第三項に規定する酒類を保税地域から引税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月

、たばこ税法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第七条の規定による改正後のたばこ税法(以下この条において「第十五条 第七条の規定による改正後のたばこ税法」という。)第二十二条第三項の規定にかかわらず、令和六国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六国消費税の徴収等に関する法律第四条第三項の規定は、輸入品に対する内保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する内閣・「

(揮発油税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第八条の規定による改正後の揮発油税法(以下この条において「第十六条 第八条の規定による改正後の揮発油税法(以下この条において「第十六条 第八条の規定による改正後の揮発油税法(以下この条において「

(石油石炭税法の一部改正に伴う経過措置)

合について適用する。 「新石油石炭税法」という。)第十八条第三項に規定する原油等を保 が場別ででは、 が国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和 内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和 がはずる規定にかかわらず、令和 のは、 がは、 がいかわらず、 の和 のは、 のの表において

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

構法(平成十一年法律第百六十二号)第十四条第一項第一号から第八号まの規定による改正前の印紙税法別表第三国立研究開発法人情報通信研究機第十八条 施行日前に国立研究開発法人情報通信研究機構が作成した第十条

については、なお従前の例による。
至事業の推進)の業務に関する文書の項の上欄に掲げる文書に係る印紙税
三年法律第三十五号)第六条第一項第一号(機構による特定通信・放送開で(業務の範囲)の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成

国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

月一日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。 一名。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一二二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とす 「法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第 第十九条 第十一条の規定による改正後の国税通則法第六十八条の規定は、

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

- 新国税徴収法第百五十九条第五項の規定は、令和七年一月一日以後にさの他不正の行為により免れ、又は還付を受けた国税について適用する。 税徴収法」という。)第四十条の規定は、令和七年一月一日以後に偽りそ 第二十条 第十二条の規定による改正後の国税徴収法(次項において「新国
- については、なお従前の例による。 条の規定による改正前の国税徴収法第百五十九条第一項の規定による決定れる同条第一項の規定による決定について適用し、同日前にされた第十二 和国税徴収法第百五十九条第五項の規定は、令和七年一月一日以後にさ

『鷽』(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過

号又は第三項第二号に規定する社債の利子について適用する。 内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第一項第二号、第二項第二関、同条第二項に規定する金融商品取引業者等又は同条第三項に規定する金融機第二十一条 新租税特別措置法第八条(第一項第二号、第二項第二号及び第

、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例第二十二条 新租税特別措置法第十条第一項の規定は、令和九年分以後の所

による。

よる。 税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例に 税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例に 新租税特別措置法第十条第八項第一号の規定は、令和八年分以後の所得

合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場

従前の例による。 作若しくは建設をした同項に規定する特定事業用機械等については、なお 規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製 規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製 後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第十条の四第三項の規定は、個人が施行日以

所得税額の特別控除に関する経過措置) (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は

第二十四条 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く第二十四条 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く第二十四条 第十三条の規定(以下「旧租税特別措置法」という。)第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定による改正前の租税特別措置法」という。)第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取りに規定する地方活力向上地域等特定業務施設を構計画に記載された同条第一項に規定する特定建立。 第十二条の規定は規定する特定建立を受けた個人が取得又は建設をする認定地方活力向上地域等特定業務施設を開計画に記載された同条第一項に規定する特定建立、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設を開計画に記載された同条第一項に規定する特定建立、第十四条 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く第二十四条 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く第二十四条 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く第二十四条 第十三条の規定が表示。

する認定を受ける個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定可及び第三項の規定は、同号に定める日以後に同条第一項に規定する地方可 の項において同じ。)による改正後の租税特別措置法第十条の四の二第一 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定に限る。以下こ

一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。 定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する改正前の租税特別措置法第十条の四の二第一項に規定する地方活力に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同

別控除に関する経過措置) (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特

画については、なお従前の例による。 画については、なお従前の例による。 可に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定す 場定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定す でする計画の認定を受ける個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整 定する計画の認定を受ける個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整 では規定する地方活力向上地域等特定業務施設整 では、施行日以後に同条第一 変に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整 では、施行日以後に同条第一

いては、なお従前の例による。、、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税についた場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

いて適用する。後において生ずる同条第五項第十一号に規定する控除しきれない金額につ後において生ずる同条第五項第十一号に規定する控除しきれない金額につる新租税特別措置法第十条の五の四第四項の規定は、個人の令和七年分以

する経過措置)(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関

第二十七条 新租税特別措置法第十条の五の六第五項及び第九項の規定は、

産工程効率化等設備等については、なお従前の例による。若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の六第五項に規定する生る生産工程効率化等設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第五項に規定す

- の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。新租税特別措置法第十条の五の六第十二項(第三号に係る部分に限る。
- 3 三号中 十二第一項」とあるのは「第二十一条の十五第一項」と、 は「第二十一条の十三第二項第三号」と、 税特別措置法第十条の五の六第五項、 項」とする。 一十一条の十六第一項」と、 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租 一条の十五第一項」と、 . ては、 「第二十一条の二十二第一 「第二十一条の二十三第一項」とあるのは「第二十一条の十六第 同条第五項中 「第二十一条の二十二第一 「第二十一条の二十三第一項」とあるのは「第 「第二十一条の二十第二項第二号」とあるの 項」とあるのは 第九項及び第十二項の規定の適用に 同条第九項中「第二十一条の二 「第二十一条の十五第一 項」とあるのは 同条第十二項第 「第二

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

所得税については、なお従前の例による。)の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の第二十八条(新租税特別措置法第十条の六第五項(各号に係る部分に限る。)

個人の減価償却に関する経過措置)

- は、なお従前の例による。同項の表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものに限る。)について同項の表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものに限る。)について得等をした旧租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等(第二十九条 個人が施行日前に租税特別措置法第十二条第二項に規定する取
- 日租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再編促進機械等にあってる認定事業再編計画に記載されたもの(個人が施行日以後に取得等をする、福促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する事業再級という。)をした旧租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再級が取得又は製作若しくは建設(以下この項及び次項において「取得

- お従前の例による。は、施行日の前日において記載されているものに限る。)については、
- 資産については、なお従前の例による。 取得等をした旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する輸出事業用をする同項に規定する輸出事業用資産について適用し、個人が施行日前にるする同項に規定する輸出事業用資産について適用し、個人が施行日以後に取得等3 新租税特別措置法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等3
- 用建物等については、なお従前の例による。前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置)

する同項に規定する掛金について適用する。同項に規定する共済契約を締結した当該個人が当該共済契約について支出た同項に規定する共済契約につき令和六年十月一日以後に解除があった後第三十条新租税特別措置法第二十八条第二項の規定は、個人の締結してい

的利益の非課税等に関する経過措置)(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済

- 従前の例による。 以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお 第三十一条 新租税特別措置法第二十九条の二第一項の規定は、令和六年分
- ることとなった場合には、当該各号に定める旧契約を含む。)は、新租税の間に行われた当該旧契約の変更により、次の各号に掲げる場合に該当すげる要件が定められているもの(施行日から令和六年十二月三十一日までる契約(以下この項において「旧契約」という。)で同条第一項各号に掲2 施行日前に締結された旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定す

の契約とみなして、同条の規定を適用する。特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められている同項

- 項第二号に掲げるものを除く。)が定められている当該旧契約要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件(同に掲げる要件が定められた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 当該号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号 旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第二
- | 日契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件(同項第六号に掲げる要件が定められた場合(次号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号は掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号に掲げる要件に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第六

- は、なお従前の例による。
 新租税特別措置法第二十九条の二第四項(第一号に係る部分に限る。)
 新租税特別措置法第二十九条の二第四項第一号に規定する特定株式又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特別適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特別適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還がある場合について適用し、施行日前に組税定は、施行日以後に同号に規定する解約又は終了により同項に規定する特定株式又は承継特別措置法第二十九条の二第四項(第一号に係る部分に限る。)
- の規定は、施行日以後に同号に規定する譲渡により同項に規定する特例適 新租税特別措置法第二十九条の二第四項(第三号に係る部分に限る。)

||継特定株式の全部又は一部の移転があった場合については、なお従前の例 る特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承 別措置法第二十九条の二第四項第三号に規定する譲渡により同項に規定す 用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株 による。 式の全部又は一部の移転がある場合について適用し、施行日前に旧租税特

6 株式等の異動状況に関する調書については、 行日前に提出した旧租税特別措置法第二十九条の二第七項に規定する特定 る同項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書について適用し、 新租税特別措置法第二十九条の二第七項の規定は、 なお従前の例による。 施行日以後に提出す 施

別控除に関する経過措置) (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特

第三十二条 土地等が附則第一条第十号に定める日以後に買い取られる場合について適 いては、 の規定は、 個人の有する同項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合に なお従前の例による。 新租税特別措置法第三十四条第二 個人の有する租税特別措置法第三十四条第 二項 (第三号に係る部分に限る 項に規定する

措置) (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過

- 第三十三条 取得をした当該上場株式等については、 条の十四第一 分に限る。 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項 項第一号に規定する上場株式等について適用し、 の規定は、 施行日以後に取得をする租税特別措置法第三十七 なお従前の例による。 (第六号ハに係る部 施行日前に
- 3 定する金融商品取引業者等変更届出書について適用し、 税特別措置法第三十七条の十四第十三項に規定する提出を受ける同項に規 該提出をした当該非課税口座開設届出書については、 する同号に規定する非課税口座開設届出書について適用し、施行日前に当 日以後に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する提出を 新租税特別措置法第三十七条の十四第十項及び第十一項の規定は、施行 新租税特別措置法第三十七条の十四第十五項の規定は、 なお従前の例による。 施行日前に当該提 施行日以後に租 なお従前の例

出を受けた当該金融商品取引業者等変更届出書については、

による。

- 4 新租税特別措置法第三十七条の十四第十八項の規定は、施行日以後に租4 新租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する提出を受ける同項に規
- 5 新租税特別措置法第三十七条の十四第十九項の規定は、施行日以後に同うとする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定又は租税特別措置法第三十七条の十四第五項

(令和六年分における特別税額控除に関する経過措置)

- ついて適用する。
 は、令和六年六月一日以後に提出する確定申告書に係る同年分の所得税に第三十四条 新租税特別措置法第四十一条の三の三第五項及び第六項の規定
- 2 令和六年六月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第二十三の東正の東京につき同法第二条第一項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定の適用に正後の事項)につき新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定の適用に正後の事項)につき新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定の適用に正後の事項)につき新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定の適用に正後の事項)につき新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定の適用に不分の事項といる。

より行われたものとみなす。

おり行われたものとみなす。

とり行われたものとみなす。

四項に規定する居住者及びこれらの規定に規定する給与等の支払者は、令四項に規定する居住者及びこれらの規定に規定する結りされた当該申告書の提出での例によりされた当該申告書の規定の例によりされた当該申告書の規定の例によりされた当該申告書の規定の例によりされた当該申告書の担定の例によりされた当該申告書の規定の例によりされた当該申告書の規定の例によりされた当該申告書の提出での規定を新租税特別措置法第四十一条の三の七第五項又は第四十一条の三の八第四項に規定する治与等の支払者は、令四項に規定する居住者及びこれらの規定に規定する給与等の支払者は、令四項に規定する居住者及びこれらの規定に規定する給与等の支払者は、令四項に規定する居住者及びこれらの規定に規定する給与等の支払者は、令

る経過措置)(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関す

第三十五条 和六年一月一日以後に当該特定個人又は個人の居住の用に供する場合につ 同居改修工事等又は同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象 項に規定する対象 定個人又は個人が、 いて適用し、 震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を令 規定する対象多世帯同居改修工事等又は同条第四項に規定する対象住宅耐 修工事等、 (の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等) .項に規定する居住用の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改 項に規定する特定個人又は個人が、 同条第二項に規定する対象一 新租税特別措置法第四十一条の十九の三第九項の規定は、 旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する特 般断熱改修工事等 当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住 般断熱改修工事等、 当該特定個人又は個人の所有する 同条第三項に規定する対象多世帯 同条第三項に 同条第一 同条

又は個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該特定個人

第三十六条 四第一項に規定する取得をして、当該認定住宅等を同日前にその者の居住 建築後使用されたことのないものの旧租税特別措置法第四十一条の十九の 得をして、 の用に供した場合については、 供する場合について適用し、 下この条において同じ。 ないものの新租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する取 、認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置 個人が、 新租税特別措置法第四十一条の十九の四第三項及び第四項の規 当該認定住宅等を令和六年一月一日以後にその者の居住の用に 認定住宅等 の新築又は認定住宅等で建築後使用されたこと (同条第一 個人が、 なお従前の例による。 項に規定する認定住宅等をいう。 認定住宅等の新築又は認定住宅等で

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

書等については、なお従前の例による。
前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調・一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日第二十七条 新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、令和九

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則

年度分の法人税については、なお従前の例による。 する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業等を含む。以下附則第五十三条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団第三十八条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

十六条第二項において「適用対象事業年度」という。)を除く。)分の法る場合を含む。)に規定する適用対象事業年度(以下この条及び附則第四税特別措置法第四十二条の四第八項第二号(同条第十八項において準用すべ年四月一日以後に開始する事業年度(同条第八項第三号の通算法人の租第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の四第一項の規定は、法人の令和

分の法人税については、なお従前の例による。法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。)人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度(旧租税特別措置

- 2 新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の規定は、同号の通算法人 法人税については、なお従前の例による。 法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第四十六条第二項において「通算親法人」という。) が下この条及び附則第四十六条第二項において「通算親法人」という。) はした事業年度終了の日に終了する当該通算 法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第 四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人」という。) 法人税については、なお従前の例による。

人税額の特別控除に関する経過措置)(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法)

合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場

械等については、なお従前の例による。が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業用機 条の十一の二第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が 条の十一の二第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が 等四十一条 新租税特別措置法第四十二条の十一の二第二項の規定は、法人

法人税額の特別控除に関する経過措置)(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は

第四十二条 特定 なお従前の例による。 施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、 て同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする 活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する 業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法 項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定 |該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務| が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方 の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につい による改正後の租税特別措置法第四十二条の十一の三第 建物等について適用し 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く 施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の十 一項及び第一

3 された同条第一項に規定する特定建物等については、 する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二 の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定 れた同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同日前に第十三条 の規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載さ に規定する認定を受ける法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれら る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項 |第一項及び第二項の規定は、 項において同じ。 第十三条の規定(附則第一条第十二号に掲げる改正規定に限る。以下こ 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新租 規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載 .規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれ)による改正後の租税特別措置法第四十二条の十一の 同号に定める日以後に同条第一項に規定す なお従前の例による。

する特定業務施設」とする。
ては、同条第一項中「一の特定業務施設」とあるのは、「一の同号に規定税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定の適用につい

別控除に関する経過措置)(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特

務施設整備計画については、なお従前の例による。務施設整備計画については、なお従前の例による。「項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の施設整備計画について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の本第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同業四十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、施行日以後に同業四十三条 新租税特別措置法第四十三条 新租税 計画について同様の対象を開始する。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

定する控除しきれない金額について適用する。の施行日以後に開始する事業年度において生ずる同条第五項第十二号に規第四十四条 新租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項の規定は、法人

する経過措置)(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関

- 2 新租税特別措置法第四十二条の十二の七(第七項に規定する半導体生産用資産及び同条第十項に規定するの十二の七第七項に規定する半導体生産用資産及び同条第十項に規定する。)の規定は、法人が附則第一条第十三号に定る特定の出税特別措置法第四十二条の十二の七(第七項、第八項、第十項及び
- よる改正後の租税特別措置法(次項において「四月新租税特別措置法」と3 第十三条の規定(附則第一条第十三号イに掲げる改正規定を除く。)に

定は、 いう。 新租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項、第六項及び第九項の規定 十六第一項」とする。 五第一項」と、 とあるのは「第二十一条の十三第二項第三号」と、 のは「第二十一条の十六第一項」と、 は「第二十一条の十五第一項」と、 項第三号中 適用については、 条の二十二第 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における四月 法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。 第四十二条の十二の七第九項(第三号に係る部分に限る。)の規 「第二十一条の二十二第一 「第二十一条の二十三第一項」とあるのは「第二十一条の 項」とあるのは 同条第三項中「第二十一条の二十二第一項」とあるの 第二十 「第二十一条の二十三第一項」とある 「第二十一条の二十第二項第二号」 項」とあるのは「第二十一条の十 一条の十五第一 同条第六項中「第二十 項」と、 同条第

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四十六条 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間にお第四十六条 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間におりとする。

措置)(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過(

第四十二条の十二の五第三項に係る部分に限る。)の規定は、新租税特別第四十七条 新租税特別措置法第四十二条の十四第四項(新租税特別措置法

事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額について適用する。 措置法第四十二条の十二の五第三項の規定により施行日以後に開始する各 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租

2 第七項、 税特別措置法第四十二条の十四第四項の規定の適用については、同項中一 第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の七 第八項、 第十項若しくは第十一項」とあるのは、 「又は第四十二

法人の減価償却に関する経過措置)

条の十二の五第三項若しくは第四項」とする。

- 第四十八条 いては、なお従前の例による。 取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械 (同項の表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものに限る。) につ 法人が施行日前に租税特別措置法第四十五条第二項に規定する
- 載されているものに限る。)については、なお従前の例による。 等」という。)をした旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する事業 たもの(法人が施行日以後に取得等をする旧租税特別措置法第四十六条第 -編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項 項に規定する事業再編促進機械等にあっては、施行日の前日において記 認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に記載され 法人が取得又は製作若しくは建設 (以下この項及び次項において 「取得
- 業用資産については、 等をする同項に規定する輸出事業用資産について適用し、 取得等をした旧租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する輸出事 新租税特別措置法第四十六条第一項の規定は、 なお従前の例による。 法人が施行日以後に取得 法人が施行日前
- 倉庫用建物等については、なお従前の例による。 日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する 又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、 法人が施行日以後に取得 法人が施行
- 5 化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号」とする。 税特別措置法第四十八条第 施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租 の効率化に関する法律第四条第二号」 項の規定の適用については、 とあるのは、 同項中 流通業務の総合 「物資の

(中小企業事業再編投資損失準備金に関する経過措置)

- 等については、なお従前の例による。
 一様特別措置法第五十六条第一項に規定する取得をした同項に規定する株式取得をする同項に規定する株式等について適用し、法人が施行日前に旧租契約に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する契約に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する特定保険第四十九条
- 取得をする同項に規定する株式等について適用する。)の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に同項に規定する新租税特別措置法第五十六条(第一項の表の第二号に係る部分に限る。
- ついて適用する。 定は、法人が施行日以後に締結する同条第一項に規定する特定保険契約に定は、法人が施行日以後に締結する同条第一項に規定する特定保険契約に の規
- 規定する事業承継等」とする。 項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。 同条第三項第七号中「の表の各号の第二欄に掲げる措置」とあるのは 営力向上計画」という。) 小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画(同条第四 和三年法律第七十号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に中 提出するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 る中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の一 税特別措置法第五十六条第一 .規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。) で青色申告書を に該当するもの」とあるのは 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租 項中「青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一 について同条第一項の認定を受けたもの」と、 項及び第三項の規定の適用については 「第四十二条の四第十九項第七号に規定す 以下この項において「経 欄に掲げる法 同条

(国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例に関する経過措置)

る計画を施行日前に同法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域でいる同条に規定する特定事業の実施に関する計画として財務省令で定め、(平成二十五年法律第百七号)第二十七条の三の認定区域計画に定められ、(新租税特別措置法第六十一条第一項の指定に係る国家戦略特別区域法法制、新租税特別措置法第六十一条第一項の規定は、施行日以後に同項

の法人税については、なお従前の例による。第一号の二に規定する内国法人(経過内国法人を含む。)の各事業年度分特別措置法第六十一条第一項の指定を受けた租税特別措置法第二条第二項特別措置法第六十一条第一項の指定を受けた租税特別措置法第二条第二項担当大臣に提出したもの(以下この条において「経過内国法人」という。担当大臣に提出したもの(以下

2 新租税特別措置法第六十一条第五項の規定により損金の額に算入に規定する適用事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入人(経過内国法人を除く。)の新租税特別措置法第六十一条第一項の指定を受けた同号に規定する内国法人(経過内国法人を除く。)の新租税特別措置法第六十一条第五項に規定がお適用事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金間について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十一条第五項に規定に規定を受ける租税特別措置法第二条第二項の規定は、施行日以後に同条第一項した金額については、なお従前の例による。

除に関する経過措置)(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控

技術研究組合の所得の計算の特例に関する経過措置)

研究用資産については、なお従前の例による。
定する技術研究組合が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する試験研究用資産について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十第一項に規する技術研究組合が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験第五十二条 新租税特別措置法第六十六条の十第一項の規定は、同項に規定

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)

あった後同項に規定する共済契約を締結した当該法人が当該共済契約につ結していた同項に規定する共済契約につき令和六年十月一日以後に解除が第五十三条 新租税特別措置法第六十六条の十一第二項の規定は、法人の締

いて支出する同項に規定する掛金について適用する。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

- 条第四項の規定を適用する。
 和税特別措置法第七十条第三項の規定の適用を受けた財産とみなして、同話が移行認可を受けた場合には、当該移行認可の日以後は、当該金銭を新第七十条第三項の規定の適用を受けた金銭を受け入れた前項の特定公益信第の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法
- 税については、なお従前の例による。 ・特定受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与等資金をいう。以下この条において同じ。)に係る贈与税について適用し得等資金(租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得をする住宅取亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得をする住宅取合において同じ。)が令和六年一月一日以後に贈与(贈与をした者の死第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この項及び第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この項及び第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者(租税特別措置法
- 定する住宅用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は建築後資金を充てて住宅用家屋(租税特別措置法第七十条の二第二項第二号に規 特定受贈者が令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等

件を満たす住宅用の家屋とみなして、同条の規定を適用する。住宅用家屋を新租税特別措置法第七十条の二第二項第六号イ(1)に掲げる要のに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらののに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらのを用家屋が旧租税特別措置法第七十条の二第二項第六号イに規定するエネを用家屋が旧租税特別措置法第七十条の二第二項第六号イに規定するエネ

- ること。

 一 これらの住宅用家屋が令和六年六月三十日以前に建築されたものであ
- い。 得等資金については、新租税特別措置法第七十条の二の規定は、適用しな得等資金については、新租税特別措置法第七十条の二の規定は、適用しな。 次に掲げる者が、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取
- 用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八
- 定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規一租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)
- を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用が規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用
- 受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を四所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)第十一条の四
- 項第一号に規定する特定受贈者 田租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二

登録免許税の特例に関する経過措置)

ては、なお従前の例による。認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税につい第五十五条 施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第三項に規定する

- 3 施行目前に旧租税特別措置法第八十一条第一項に規定する認定特定民間

する法律の一部改正に伴う経過措置)(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関

- 第五十六条 契約を締結している場合については、 条約等の実施に伴う所得税法、 特例法第十条の五第二項の報告金融機関等が同日において旧既存特定取引 令で定めるものを除く。以下この項において「旧既存特定取引契約」とい 五第二項の特定取引に係る契約(同号に規定する特定取引に係る契約で政 において同号の特定取引に係る契約 分に限る。 新租税条約等実施特例法」という。)第十条の五第二項(第一号に係る部 (以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において)を除く。)を締結している場合について適用し、旧租税条約等実施 第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税 の規定は、 同項の報告金融機関等が令和七年十二月三十一日 法人税法及び地方税法の特例等に関する法 なお従前の例による。 (第十六条の規定による改正前の租税 第十条の
- 税等に関する法律の規定を適用する。

 税等に関する法律の規定を適用する。

 税等に関する法律の規定を適用する。

 税等に関する法律の規定を適用する。

 税等に関する法律の規定を適用する。

 税等に関する法律の規定を適用する。
-) の規定は、令和八年一月一日以後に同号の特定取引を行う者が同条第一 新租税条約等実施特例法第十条の五第二項(第二号に係る部分に限る。

項の規定による届出書の提出をしなかった場合について適用する。 得した場合に該当した場合については、 又は同日前に同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取 した場合、 用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第十条の五第一項の届出書を提出 める場合に該当することのみによって該当する場合を除く。)について適 に掲げる個人に該当していた者が令和八年一月一日において当該各号に定 取得した場合に該当する場合(令和七年十二月三十一日において次の各号 のみによって生ずるものを除く。 いた者が令和八年一月一日において当該各号に定める場合に該当すること (は同日以後に同条第六項に規定する総務省令、 (動) (令和七年十二月三十一日において次の各号に掲げる個人に該当して 新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第七号の規定は、令和八年一 一日以後に同条第一項の届出書を提出する場合、同条第四項に規定する 同条第四項に規定する異動を生じた日が同月一日前である場合)を生じた日が同月一日以後である場合 なお従前の例による。 財務省令で定める情報を

居住地国」という。)となる場合特例法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国(次号において「新いう。)とするものに限る。) 我が国が当該個人の新租税条約等実施の五第八項第七号に規定する居住地国(次号において「旧居住地国」と相税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とみなされる

該相手国等に限る。)が当該個人の新居住地国となる場合みなされる個人(我が国を旧居住地国とするものに限る。) 外国(当二 租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものと

の特定がされ、又は特定がされないこととなる場合について準用する。 項の特定対象者の同項に規定する住所等所在地国と認められる国又は地域の五第十一項の報告金融機関等に該当することとなった場合における同項 第二項の規定は、令和八年一月一日前に旧租税条約等実施特例法第十条

2関する法律の一部改正に伴う経過措置)(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等)(

るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項(内国 第五十七条 第十八条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図

については、なお従前の例による。
る法律(以下この条において「国外送金等調書法第四条の五第一項に規定する国外電証券移管等調書及び国外送金等調書法第四条の五第一項に規定する国外電証券移管等調書及び国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外電子決済手段移転等調書について適用し、同日前に提出すべきこれらの調書に規定する国外送金等調書との第二項において準用する場合を含む。)の規定は、第二項及び第四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定は、第二項及び第四条の五第二項において進用する場合を含む。)第四条の三角が表面による。

過措置)(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経

譲渡については、なお従前の例による。震災特例法」という。)第十二条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の震災特例法」という。)第十二条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧第五十八条 個人が施行目前に行った第十九条の規定による改正前の東日本

(再投資等準備金に関する経過措置)

まる。 「なお従前の例による。 「本大震災特例法第十八条の三第一項の再投資等準備金については 「京工条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が 第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が 第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が 第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が 第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が 第二条第三項第一項の指定を受けた法

(再投資設備等の特別償却に関する経過措置)

ついては、なお従前の例による。る法人が取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する再投資設備等に第六十条 旧震災特例法第十八条の四第一項の再投資等準備金の金額を有す

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

又は施行日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及びこれらの資を含む。以下この条において同じ。)をした当該各号の下欄に掲げる資産欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得(建設及び製作第六十一条 法人が施行日前に旧震災特例法第十九条第一項の表の各号の上

勘定については、なお従前の例による。産に係る旧震災特例法第二十条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別

合の贈与税の非課税に関する経過措置)(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場

- 本年一月一日以後に贈与により取得をする住宅用の家屋とみなして、同条常等二項第六号イ(1)に掲げる要件を満たす住宅用の家屋とみなして、同条において同じ。)の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、これらの住宅用家屋が旧震災特例法第三十八条の二第二項第六号イに規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらの住宅用家屋を新震災特例法第三十八条の「第二項第六号イ(1)に掲げる要件を満たす住宅用家屋を満震災特例法第三十八条の「第二項第一号に規定する被災受贈者が令和の規定を適用する。
- 条第一項の規定による確認を受けているものであること。「これらの住宅用家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六
- 3 得等資金については、 次に掲げる者が、 第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係 租税特別措置法等の 令 新震災特例法第三 和六年 部を改正する法律 月 日 以後に贈与によ 一十八条の二 (平成二十四年法律第十六号 の規定は り取得をする住宅取 適用しない。

た同条第二項第一号に規定する被災受贈者法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受け

- 第二項第一号に規定する被災受贈者臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の二 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第十三
- 項第一号に規定する被災受贈者 特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二 規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
- 第一号に規定する被災受贈者四、旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項

、所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 による。 課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。 条の規定は、 について適用し、 条第一項に規定する課税期間 (平成二十八年法律第十五号) 第二十一条の規定による改正後の所得税法等の 令和六年十月一日以後に開始する課税期間 同日前に開始した課税期間については、なお従前の例 (同条第二項又は第四項の規定により一の 附則第五十一条の二第 以下この条において同じ。 一項及び第五十 (消費稅法第十 部を改正する

地方揮発油税法の一部改正)

(担保の提供)

- る担保をあわせて提供しなければならない。を提供する者は、政令で定めるところにより、地方揮発油税額に相当す第八条 揮発油税法第十三条第一項、第二項又は第四項の規定による担保
- 、政令で定めるところにより、地方揮発油税額に相当する担保をあわせ第三項後段又は第十八条第一項の規定により担保の提供を命ずるときは2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十三条

(担保の提供)

- 地方揮発油税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなけれの規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十八条

て提供すべきことを命じなければならない。

3 省略

に関する法律の一部改正)(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置

改正する。特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように第六十五条。一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る

(担保の提供)

する担保をあわせて提供しなければならない。担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当第十三条 たばこ税法第二十二条第一項、第二項又は第四項の規定による

わせて提供すべきことを命じなければならない。 きは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあ条第三項後段又は第二十三条第一項の規定により担保の提供を命ずると 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十二

省 略

時特例に関する法律の一部改正)(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨

うに改正する。 法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)の一部を次のよ 法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)の一部を次のよ第六十六条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係

得後の居住の用に供する期限等の特例)(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取

をいう。以下第三項までにおいて同じ。)をし、かつ、当該既存住宅を項において「既存住宅」という。)の取得(同条第一項に規定する取得改正する法律(令和四年法律第四号)第十一条の規定による改正前の租度び第七項において「国内」という。)において所得税法等の一部を第六条 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内(次条第四項、第五

ばならない。

3 同 上

(担保の提供)

なければならない。 で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供し第十三条 たばこ税法第二十二条の規定による担保を提供する者は、政令

3 同 上

得後の居住の用に供する期限等の特例)(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取

をいう。以下第三項までにおいて同じ。)をし、かつ、当該既存住宅を項において「既存住宅」という。)の取得(同条第一項に規定する取得改正する法律(令和四年法律第四号)第十一条の規定による改正前の租事及び第七項において「国内」という。)において所得税法等の一部を第八条 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内(次条第四項、第五

控除 各年であり、 宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅 定する特例居住用家屋の新築等又は同条第二十一項の規定により認定住 律の臨時特例に関する法律第六条第二項に規定する特定増改築等の日」 取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得 増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。 の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規 十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該既存住宅を当該 ることができなかった場合において、 法律第二十九号)第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三 の新築等である場合には、千万円)」とあるのは「三千万円」として 係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法 当該既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供 「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同法第四十一条の二 法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震 項中「二千万円(居住日の属する年が令和四年から令和七年までの .額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額 コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によ 住の用に供 かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第二十 はする前に当該既存住宅の特定増改築等をした個人が、 当該既存住宅を令和三年十二月三 <u>の</u> 項

2 省略

3 取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかった を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限 場合におい \otimes する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省令で定 めの措置の影響により当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅をその る手続をし、かつ、当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに をし、その取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の同項に規定 結している個人が、 税特別措置法第四十一条第三十五項に規定する要耐震改修住宅の は、 て、 同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額について までにその者の居住 当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅を令和三年十二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防 の用に供したとき (当該要耐震改 以修住宅 止

> は、 各年であり、かつ、 法律第二十九号)第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。 同法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震災 \mathcal{O} 等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等 定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅 の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同 第二項中「二千万円(居住日の属する年が令和四年から令和七年までの と、「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同法第四十一条の二の二 律の臨時特例に関する法律第六条第二項に規定する特定増改築等の日」 取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得 控除額については、 増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。) り当該既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法 十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該既存住宅を当該特定 ることができなかった場合において、当該既存住宅を令和三年十二月三 新築等である場合には、千万円)」とあるのは「三千万円」として、 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年 租 税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特 の用に供 する前に当該既存住宅の特定増改築等をした個 その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項 同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその 1項に規 別税額 一人が、 す

2同上

3 得をし、その取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の同 を当該耐 月三十一日までにその者の居住の用に供したとき 場合にお 取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかった ための措置の影響により当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅をその める手続をし、かつ、 する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省令で定 締結している個人が、 租税特別措置法第四十一条第三十三項に規定する要耐震改修) は、 いて、 震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限 同条第 当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅を令和三年十二 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額について 当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の (当該要耐震改修住宅 『項に規・ 住 宅 定 取

での各年であ 住宅等の新築等である場合には、千万円)」とあるのは「三千万円」と の二第二項中「二千万円(居住日の属する年が令和四年から令和七 あるのは「三千万円」と、同条第三十五項中「当該取得の日」とあるの 関する法律第六条第三項に規定する耐震改修の日」と、 ナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に 及び第十三条の二の規定を適用する。 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条 して、 定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定 に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第二十一項の規定により認 十項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項 は「当該要耐震改修住宅の当該耐震改修の日」と、同法第四十一条の二 改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロ 同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はそ 同法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定並びに東日本 り、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十 「二千万円」と 一条第二 年ま

り適用する場合を含む。)の定めるところによりその者の居住の用に らの特例取得をした家屋を令和三年一月一日から同年十二月三十一日ま 係る住宅の取得等が第四十一条第二十 での間に租税特別措置法第四十一条第一項(第一項又は前項の規定によ でにその者の居住の用に供することができなかった場合において、これ 定する住宅被災者(次条第一項及び第七項において「住宅被災者」と 築取得等で特例取得に該当するものをした同法第十三条の二第一項に規 の影響によりこれらの特例取得をした家屋を令和二年十二月三十一日ま する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、 第十八項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月 たときは、 関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新 取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国 該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅等の新築等で特 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特例取得 同項中「二千万円」とあるのは「三千万円」と、 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置 同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額につ 同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円 項の規定により居住用家屋の新築 同条第十五 その居住に (居住日 項及 11

> 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条及 び第十三条の二の規定を適用する。 宅等の新築等である場合には、千万円)」とあるのは「三千万円」とし 住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住 八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項 での各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十 の二第二項中「二千万円(居住日の属する年が令和四年から令和七年ま あるのは 関する法律第六条第三項に規定する耐震改修の日」と、 ナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に て、同法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大 に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定 「当該要耐震改修住宅の当該耐震改修の日」と、 増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新 同 「三千万円」と、 「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の 同条第三十三項中「当該取得の日」とあるの 同法第四十一条の二 「二千万円」と 日 又は

ては、同 らの特例取得をした家屋を令和三年一月一日から同年十二月三十一日ま う。)が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置 例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国 三十一月」と、 り適用する場合を含む。)の定めるところによりその者の居住の用に供 での間に租税特別措置法第四十一条第一項(第一項又は前項の規定によ でにその者の居住の用に供することができなかった場合において、これ の影響によりこれらの特例取得をした家屋を令和二年十二月三十一日ま 定する住宅被災者(次条第一項及び第七項において「住宅被災者」とい 築取得等で特例取得に該当するものをした同法第十三条の二第一項に規 税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新 に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅等の新築等で特 係る住宅の取得等が第四十 属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、 び第十六項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月 したときは、 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特例 項中「二千万円」とあるのは「三千万円」と、 同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額につい 同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円 一条第十八項の規定により居住用家屋 同条第十三項及 その居住に (居住日の 一の新築 取

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二 等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の 0 別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定及び東日本大震 二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」として、 税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第四項中「令和二年十 みなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千 又は同条第二十一項の規定により認定住宅等の新築等に該当するも 色 規定を適用する。 」とあるのは「三千万円」と、 東日本大震災の被災者等に係る国 租税特 新 のと 築等

める日までに締結されているものをいう。 規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定5 前項に規定する特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十六項に

b 省略

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。る同条第三十六項の規定の特例その他第一項、第三項又は第四項の規定規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合におけ、第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第三項又は第四項の

する期間等の特例)(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供

第六条の二 四年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項(令和 災者が、これらの特別特例取得をした家屋を令和三年一月一日から令和 規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした住宅被 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第 その者の居住の用に供した場合には、 又は第三項の規定により適用する場合を含む。)の定めるところにより 三年一月一日から同年十二月三十一日までの間にあっては、 住宅借入金等特別税額控除額については、 新築等で特別特例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の |別特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅等 対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。 五項において同じ。 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で)に適合するものとして政令で定めるもの」 同法第四十一条第一項に規定する 同項中「家屋で耐震基準 前条第一項 一項に

規定を適用する。

現定を適用する。

の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二の出産及び東日本大震災内法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項中「令和二年十二円三十一日」とあるのは「三千万円」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関立る場合には、千万円、と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律第十三条の二第三項中「令和二年十二円三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」として、租税特別関係法律の臨時特別に関する法律第十三条の二のの被災者等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等

める日までに締結されているものをいう。 規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定5 前項に規定する特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十四項に

6 同 上

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。る同条第三十四項の規定の特例その他第一項、第三項又は第四項の規定規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合におけて第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第三項又は第四項の

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供

する期間

等の特例

六条の二 三年一月一日から同年十二月三十一日までの間にあっては、 四年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項(令和 災者が、これらの特別特例取得をした家屋を令和三年一月一日から令和 特別特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅等 その者の居住の用に供した場合には、 又は第三項の規定により適用する場合を含む。)の定めるところにより 規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした住宅被 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に の新築等で特別特例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の 震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。 住宅借入金等特別税額控除額については、 三十三項において同じ。 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の に適合するものとして政令で定めるもの」 同法第四十一条第一項に規定する 同項中 「家屋で耐震基準(地 前条第一項

年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第三号中「、令和四 令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、 和四年」とあるのは「令和五年」と、 項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、「令和四 令和五年から」と、同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令 あるのは「令和五年」と、同条第十項中「令和四年から」とあるのは「 とあるの 又は令和五 から」とあるのは「令和五年から」と、 とあるのは「家屋(耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のも 和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、「 るのは「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五 和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあ 和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同 和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第四項第二号中 五. あるのは「三千万円」と、同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは のに限る。)で政令で定めるもの」と、東日本大震災の被災者等に係る 「家屋で耐震基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの」 において同じ。)に適合するものに限る。)で政令で定めるもの」と、 「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「令和四年」と 「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和 「令和四年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは 「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、「二千万円」と .税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項中「令和四年 年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令 定する耐震基準をいう。第三十五項において同じ。)又は経過年数基 るのは .同法第六条の二第四項に規定する経過年数基準をいう。第三十 同条第十二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令 は は の国税関係法律の臨時特 年」とあるのは 「令和四年十二月三十一日」と、 「令和五年」として、 (耐 年」と、 震基 「令和五 同条第 租税特別措置法第四十一条から第四十 型コロ 加頂中 年」と、 例に関する法律第六条の二第四 同条第十五項及び第十八項中「令 同条第二項第一号中「令和四年 ナウイルス感染症等の影響に 「令和二年十二月三十一日」 同項第四号中 「令和四年又は令和五年」 同条第三十五項中 「令和四年」 |項に

和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあ年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第三号中「、令和四項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、「令和四和四年」と、「令和四年」とあるのは「令和五年」と、同 又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第四号中「令和四年」から」とあるのは「令和五年から」と、同条第二項第一号中「令和四年国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項中「令和四年 和四年」とあるのは「令和五年」と、同条第十三項及び第十六項中「令年」と、同条第十二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令 とあるのは とあるのは 令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第三十三項中和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、「 るのは「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五 令和五年から」と、同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令 あるのは「令和五年」と、同条第十項中「令和四年から」とあるのは「 和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第四項第二号中 あるのは において同じ。)に適合するものに限る。)で政令で定めるもの」と、 応するための国 のに限る。)で政令で定めるもの」と、東日本大震災の被災者等に係る 五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令 「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「令和四年」と 「家屋で耐震基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの」 「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和 「令和四年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは 「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、「二千万円」と 定する耐震基準をいう。第三十三項において同じ。)又は経過年数基 めるのは 、法第六条の二第四項に規定する経過年数基準をいう。 は 「三千万円」と、同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは 「家屋 「家 「令和五年」として、 「令和四年十二月三十一日」と、 税関係法律の臨 (耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のも 震基準 同条第三項中 (新 時特例に関する法律第六条の二第四項 租税特別措置法第四十一条から第四十 型コロナウイルス感染症等の 「令和二年十二月三十一日」 「令和四年又は令和五年」 第三十三項

る。 法律の臨時特例に関する法律第十三条及び第十三条の二の規定を適用す 一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係

- で定める期間内に締結されているものをいう。項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令2 前項に規定する特別特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十六
- 用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住 場合には、千万円)」とあるのは「三千万円」と、同条第八項中「令和 当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である 円(居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、 家屋の新築等又は同条第二十一項の規定により認定住宅等の新築等に該 ら令和四年までの各年」と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万 とあるのは については、 年若しくは令和五年」とあるのは「令和五年」とする。 その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第二十項の規定により居 合における同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定の適用 項の規定により租税特別措置法第四十一条の 「各年」と、 同法第四十一条の二第三項第二号中「各年又は令和三年」 同項第三号中「又は令和二年」とあるのは「か 規 定 0) 適 用を受ける かつ 用 住
- 。)又は経過年数基準(同条第一項に規定する経過年数基準をいう。第 及び贈与によるものを除く。以下この条において同じ。)又はその者の 偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるも 以下この項及び第七項において「特例既存住宅」という。)の取得(配 置法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第六項において同じ 六項において同じ。)に適合するものに限る。)で政令で定めるもの(法 しくは特例居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築 において 当するものは第一項に規定する住宅の取得等で特別特例取得 住 律 |使用されたことのある家屋(耐震基準(所得税法等の一部を改正する 下この項及び第七項において「特例居住用家屋」という。)の新築若 個人が、 の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等(以下この項 (令和四年法律第四号)第十一条の規定による改正前の租税特別 をした場合には、 「特例住宅の取得等」という。)で、 国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの(当該特例住宅の取得等で特例特別特例取得に 特例特別特例取得に に に該当す 該当 措

- る。 法律の臨時特例に関する法律第十三条及び第十三条の二の規定を適用す 一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係
- で定める期間内に締結されているものをいう。 項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令2 前項に規定する特別特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十四2
- 、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住 年若しくは令和五年」とあるのは「令和五年」とする。 合には、千万円)」とあるのは「三千万円」と、同条第八項中「令和四 するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場 用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用 円 ら令和四年までの各年」と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万 とあるのは については、 場合における同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規 家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当 (居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の 「各年」と、 同法第四十一条の二第三項第二号中「各年又は令和三年」 同項第三号中「又は令和二年」とあるのは「か 適用 定 を受ける の適用
- 居住の用 。)又は経過年数基準 及び贈与によるものを除く。以下この条において同じ。)又はその者の偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの 以下この項及び第七項において「特例既存住宅」という。)の取得(配 六項において同じ。)に適合するものに限る。)で政令で定めるもの(置法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第六項において同じ 法律(令和四年法律第四号)第十一条の規定による改正前の租税特別措 後使用されたことのある家屋(耐震基準(所得税法等の一部を改 しくは特例居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築 以下この項及び第七項において「特例居住用家屋」という。)の新築若 該当するもの 個人が、 をした場合には、当該特例住宅の取得等で特例特別特例 に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等 「特例住宅の取得等」という。 国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの(は 第 項に規定する住宅の取得等で特別特例取得に (同条第一項に規定する経過年数基準をいう。第) で、 特例特別特例取 (以下この項 得に該当 取得に び正する

得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千同条第十五項に規定する特別特定適用年のうち、その者のその年分の所 るも 定を適用することができる。ただし、 定 円を超える年については、この限りでない。 同項に規定する増改築等をした家屋とそれぞれみなして、第一項の規 例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限る。) 該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋 する居住用 あと、 当該特例居住用家屋は租税特別措置法第四十一条第 家屋と、 当該特例既存住宅は同項に規定する既存住宅と、 同条第一項に規定する適用年又は 項 12

第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの若しの低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二条限る。)に該当する家屋で政令で定めるもの又は住宅の用に供する都市 くは同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第 きる。ただし、 定する認定住宅とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することがで は第一項に規定する認定住宅等の新築等で特別特例取得に該当するもの 合には、 宅の新築等」という。)で、特例特別特例取得に該当するものをした場 後使用されたことのないものの取得(以下この項において「特例認定住 以下この項及び第七項において同じ。)の新築又は特例認定住宅で建築 宅 一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。 万円を超える年については、この限りでない。 項に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第 得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計 個人が、 当該特例認定住宅は租税特別措置法第四十一条第十一項第 項に規定する認定住宅特別特定適用年のうち、 当該特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当するもの 国内において、特例認定住宅(住宅の用に供する長期優良住 同条第十項に規定する認定住宅等特例適用年又は同 その者のその年分の 所得金額が 一号に規 条第

) 省 略

改築等(以下この項において「特例住宅の取得等」という。)で、特例得若しくはその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは特例既存住宅の取, 住宅被災者が、国内において、特例居住用家屋の新築若しくは特例居

得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千同条第十三項に規定する特別特定適用年のうち、その者のその年分の所 るもの 万円を超える年については、この限りでない。 定を適用することができる。ただし、同条第一項に規定する適用年又は は同項に規定する増改築等をした家屋とそれぞれみなして、 特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限る。) 定する居住用家屋と、 .特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋 当該 特例居住用家屋は租税特別措置法第四 当該特例既存住宅は同項に規定する既存住 1十一条第一 第一項の規 項に規 宅と、 (当該

きる。 の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二条限る。)に該当する家屋で政令で定めるもの又は住宅の用に供する都市 宅の新築等」という。)で、特例特別特例取得に該当するものをした場 以下この項及び第七項において同じ。)の新築又は特例認定住宅で建築 くは同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第 第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの若し 宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第 は第一項に規定する認定住宅等の新築等で特別特例取得に該当するもの 合には、当該特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当するもの 後使用されたことのないものの取得(以下この項において「特例認定住 一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。 一項に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に 千万円を超える年については、この限りでない。 所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が 定する認定住宅とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することがで 十六項に規定する認定住宅特別特定適用年のうち、 個人が、国内において、 当該特例認定住宅は租税特別措置法第四十一条第十一項第一号に規 ただし、 同条第十項に規定する認定住宅等特例適用年又は同条第 特例認定住宅(住宅の用に供する長期優良 その者のその 年分の

6 同 上

改築等(以下この項において「特例住宅の取得等」という。)で、特例得若しくはその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは特例既存住宅の取7 住宅被災者が、国内において、特例居住用家屋の新築若しくは特例居

住宅と、 ことにより居住の用に供することができなくなったものに限るものとし のと、 ものは第一項に規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するも 者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の 特例適用年又は同条第四項に規定する再建特別特定適用年のうち、その 日本大震災により通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を受けた 同項に規定する従前住宅である場合には同法第二条第一項に規定する東 屋 に規定する特例要耐震改修住宅を含む。)は同条第一項に規定する既存 律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する居住用家屋と するもの又は当該特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当する ものをした場合には、当該特例住宅の取得等で特例特別特例取得に 項の規定を適用することができる。ただし、同条第一項に規定する再建 る。)は同法第十三条の二第一項に規定する増改築等をした家屋と、 定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下この項におい 特例認定住宅は同項に規定する認定住宅等とそれぞれみなして、第一 当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限 当該特例既存住宅(前項の規定により特例既存住宅とみなされる同項 特例認定住宅の新築等」という。)で、特例特別特例取得に該当する 例 第六項に規定する特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に 別 (当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋が 所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。 おいて同じ。)をした場合又は特例認定住宅の新築若しくは特例 当該特例居住用家屋は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものを含む。以下こ 当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家 取得 に該当するもの 取得に該当するものとみなされる同項に規定する特例要 (前 :項の規定により特例既存住宅の 取 該当 得 当 て

住宅と、当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家に規定する特例要耐震改修住宅を含む。)は同条第一項に規定する既存 ことにより居住の用に供することができなくなったものに限るものとし 律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する居住用家屋と ものは第一 者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の 特例適用年又は同条第三項に規定する再建特別特定適用年のうち、その 項の規定を適用することができる。ただし、同条第一項に規定する再建 該特例認定住宅は同項に規定する認定住宅等とそれぞれみなして、第一 る。)は同法第十三条の二第一項に規定する増改築等をした家屋と、当 日本大震災により通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を受けた 同項に規定する従前住宅である場合には同法第二条第一項に規定する東 屋 のと、当該特例居住用家屋は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 するもの又は当該特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当する ものをした場合には、 項において同じ。)をした場合又は特例認定住宅の新築若しくは 合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。 定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下この 当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限 当該特例既存住宅(前項の規定により特例既存住宅とみなされる同項 「特例認定住宅の新築等」という。)で、 (当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋が 宅の取得で特例特別特例取得に該当するものを含 特例取得に該当するものとみなされる同 取得に 項に規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するも 該当するもの 当該特例住宅の取得等で特例特別 (前 項の規定により特例既 特例特別特例取得に 頭に規定する 特例取得に該当 存 住宅の 頃に 該当する 下この において 例要 取 耐

ための措置の影響により当該耐震改修をして当該特例要耐震改修住宅を する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省令で定 当するものをし、 める手続をし、 該当するものの日までに同日以後当該特例要耐震改修住宅の同 第六項に規定する特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に 取 している個人が、 得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなか かつ、 当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例 当該耐震改修に係る契約を政令で定める日 新型コロナウイルス感染症 及びそのまん延防止の 項に規定 取得に までに 該

その取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなか

の措置の影響により当該耐震改修をして当該特例要耐震改修住宅を

める手続をし、かつ、

している個人が、

当するものの日までに同

する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省令で定

当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防

止

するものをし、当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に

日以後当該特例要耐震改修住宅の同項に規定

」と、「、同法」とあるのは 第十二項中 年」とあるのは「令和五年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、「令和四年又は令和五 」と、同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、 和五年」とあるのは「令和五年」と、 項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年又は令 と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五 る場合を含む。)」とあるのは 租税特別措置法第四十一条第一項(令 をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための 令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第三十五項中「家屋で耐 三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、「令和四年又は るのは「令和五年」と、同条第十五項及び第十八項中「令和二年十二月 四年」と、 るのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和 年」とあるのは 和五年」と、同条第十項中「令和四年から」とあるのは「令和五年から とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「令和四年」とあるのは「令 年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同 千万円」と、同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは は令和五年」とあるのは「令和五年」と、「二千万円」とあるのは 十一日までの間にあっては、前条第一項又は第三項の規定により適 2 しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは で政令で定めるもの」」とあるのは「「これらの家屋をその新築の日若 基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの」とあるの した場合に限る。)は、第一項中「令和四年十二月三十一日 「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第二号中「 税関係法律 た場合にお 震改修住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用 年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき (耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。 「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条 「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年」とあ の臨時特例に関する法律第六条の二第八項に規定する耐 「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあ 当該耐 |震改修をして当該特例 「、租税特別措置法」と、「「令和四 「同年十二月三十一日までの間に第八項 同条第四項第二号中「令和三年」 和三年一月一日から同年十二月三 震改修住宅を令 「その既存住宅 「令和四年」 にまでの 年又 用す 間に 例

家屋 るのは 和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第四項第二号中「令和三年」項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年又は令 は令和五 」と、「、同法」とあるのは「、租税特別措置法」と、「「令和 る場合を含む。)」とあるのは「同年十二月三十一日までの間に第八項 三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき で政令で定めるもの」」とあるのは「「これらの家屋をその新築の日 基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの」とあるのは「 令和五年」とあるのは 三十一日」とあるのは 第十二項中 四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、 るのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和 年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあ 年」とあるのは 令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、「令和四年又は令和五 」と、同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、 和五年」と、 とあるのは 年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同 と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは 千万円」と、 租税特別措置法第四十一条第一項(令和三年一月一日から同年十二月三 した場合に限る。 耐震改修住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供 をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための 「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、 **I税関係**: た場合において、 一日までの間にあっては、前条第一項又は第三項の規定により適用す (耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。) その取得の日又はその増改築等の 「令和五年」と、 法律の臨時特例に関する法律第六条の二第八項に規定する耐震 年」とあるのは「令和五年」と、「二千万円」とあるのは「三 「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年」とあ 「令和四年」と、同項第三号中「令和四年」とあるのは「令 同条第十項中「令和四年から」とあるのは「令和五年から 同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは 「令和五年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五)は、第一項中「令和四年十二月三十一日までの間に 当該耐震改修をして当該特例要耐震 「令和五年」と、同条第三十三項中「家屋で耐震 「令和四年十二月三十一日」と、「令和四年又は 同条第十三項及び第十六項中「令和二年十二月 日」とあるのは 同項第二号中「 改修住宅を令 「又は令和五 「令和四年」 既存住宅 四年又 特例 同条

された同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円 該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は と、「と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円(居住日の属す 同条第三項第二号」と、「から令和四年」とあるのは「から令和三年」 」とあるのは「令和五年」として」とあるのは「「令和三年十二月三十 兀 とあるのは)」とあるのは「三千万円」と、同条第八項中「令和四年若しくは令和 住宅の取得等が第四十一条第二十項の規定により居住用家屋の新築等に る年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る \mathcal{O} 又は令和五 から」とあるのは「令和五年から」と、同条第二項 「令和三年十二月三十一日」」と、「第十三条の二第一項中「令和 [項] と、 · 条第 から」とあるのは「耐震改修の日から」として、 は「の規定」と、 日」として」と、第三項中「及び第四十一条の二の二の規定」とある 年」とあるのは「令和五年」とする」とあるのは「とする」と、第六 の目」と、 「特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの 「「令和四年十二月三十一日」と、 一項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみな 年」とあるのは「令和五年」と、同項第四号中「令和四 「令和五年」と、同条第四項」とあるのは「第十三条の二第 同 条第 「同法第四十一条の二第三項第二号」とあるのは「 十五五 項中「令和二年十二月三十 「令和四年又は令和五 この条の規定を適用 第一号中「令和 一日」とあるの 年 年

9 省略

10 税資産の譲渡等につき同条第十六項に規定する税率により課されるべき 項に規定する特例住宅の取得等又は第六項に規定する特例要耐 1 例 の合計額に相当する額である場合における当該特例住宅の取得等又は当 宅の取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消 るものをいう。 費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税 改修住宅の取得に係る租税特別措置法第四十一条第五項に規定する課 額の合計額に相当する額が、当該特例住宅の取得等又は当該特例要耐 要耐震改修住宅の取得に係る契約が政令で定める期間内に締結され 兀 項から第八項までに規定する特例特別 (耐震改修住宅の取得のうち、 当該特例住宅の取得等又は当該特 特例取得とは、 個人の 震改 修 第 住 費

> 三項」と、「「令和四年十二月三十一日」と、「令和四年又は令和五年 年」とあるのは「令和五年」とする」とあるのは「とする」と、 から」とあるのは「耐震改修の日から」として、この条の規定を適用す 中「特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するも 」とあるのは「三千万円」と、同条第八項中「令和四年若しくは令和五 れた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円) 同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなさ 該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は 住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に る年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る と、「と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円(居住日の属す 同条第三項第二号」と、「から令和四年」とあるのは「から令和三年」 のは「の規定」と、「同法第四十一条の二第三項第二号」とあるのは「 」とあるのは「令和五年」として」とあるのは「「令和三年十二月三十 とあるのは 又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、 一日」として」と、第三項中「及び第四十一条の二の二の規定」とある から」とあるのは「令和五年から」と、同条第二項第 「令和三年十二月三十一日」」と、「第十三条の二第一項中 日と、 「令和五年」と、同条第三項」とあるのは「第十三条の二第 同条第十三項中「令和二年十二月三十一日」とあ 同 .項第四号中「令和四年」 令 第六項 のの日 和四 るの 兀 年

9 同 上

10 該特例 例 \mathcal{O} 消費税額 税資産の譲渡等につき同条第十四項に規定する税率により課されるべき 宅の取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地 項に規定する特例住宅の取得等又は第六項に規定する特例要耐 震改修住宅の取得に係る租税特別措置法第四十一条第五項に規定する課 るものをいう。 額の合計額に相当する額が、当該特例住宅の取得等又は当該特例 第四 耐 . 震改修住宅の取得に係る契約が政令で定める期間 額 要耐震改修住宅の取得のうち、 項から第八項までに規定する特例特別特例取得とは、 及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額 に相当する額である場合における当該特例住宅の取得等又は当 当該特例住宅の取得等又は当該特 内に締結されて 人の 震改修住 方消 要耐 費 应

よ第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の法第四項から第八項までの規定による第一項の規定により租税特別措置

12 省略

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

一部を次のように改正する。第六十七条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)の

附則

合同運用信託の定義等に関する経過措置)

第三十四 。)による改正後の法人税法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ず 令和 たも 前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては信託法施行 されたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日 前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律(信託(遺言によってされた信託にあっては信託法施行日以後に遺言が のを除く。) 六年法律第 「条第二条の規定(附則第一条第七号ロに掲げる改正規定に限る つい 号)附則第四条第一項に規定する移行認可 ては、 なお従前の例による。 で受け

4 省略

相続税法の一部改正に伴う経過措置)

法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては信託第一項に規定する受益者連続型信託に係る部分を除く。)は、信託法施「新相続税法」という。)第一章第三節の規定(新相続税法第九条の三第四十九条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下この条において

11 第四項から第八項までの規定による第一項の規定により租税特別措置とあるのは、「千万円」とする。

11 第四項から第八項までの規定による第一項の規定により租税特別措置とあるのは、「千万円」とする。

12 第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等に該定の規定の適用については、同条第二項中「二千万円(居住日の属するた同項に規定する特別認定住宅等の新築等である場合には、千万円)とする。

12 同 上

附則

(合同運用信託の定義等に関する経過措置)

第三十四条 第二条の規定(附則第一条第七号口に掲げる改正規定に限る第三十四条 第二条の規定(附則第一条第七号口に掲げる改正規定に限って対別第一条第七号口に掲げる改正規定に限る

2 同 上

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては信託第一項に規定する受益者連続型信託に係る部分を除く。)は、信託法施第四十九条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下この条において第四十九条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下この条において

を除く。)については、なお従前の例による。
益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものにあっては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託

2~9 省 略

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第六条の規定(附則第一条第七号へに掲げる改正規定に限る第五十二条 第六条の規定(附則第一条第七号へに掲げる改正規定に限る。)による改正後の消費税法の規定は、信託法施行日以後に遺言があれたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を含む。)にとる改正後の消費税法の規定は、信託法施行日以後に遠言が、なお従前の例による。

第六十八条 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)の

部を次のように改正する。

附則

特別控除に関する経過措置)(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の)

第八十六条 省 略

に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。)産業集積区域(特定復興産業集積区域(新震災特例法第十条の三第一項進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興のとし、事業を廃止した日の属する各年(令和三年以後の年に限るもから同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「経過から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「経過下この項において同じ。)の指定を受けた個人が、当該指定があった日共団体(旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以共団体(旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以

でついては、なお従前の例による。にあっては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託

2~9 同 上

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第六条の規定(附則第一条第七号へに掲げる改正規定に限る第五十二条 第六条の規定(附則第一条第七号へに掲げる改正規定に限って対別第一条第六条の規定に附別第一条第七号へに掲げる改正規定に限る

附則

特別控除に関する経過措置)(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の

第八十六条 同上

進計画 いて、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推のとし、事業を廃止した日の属する年を除く。)の経過適用期間内にお 共団体(旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。 産業集積区域 適用期間」という。)内の日の属する各年(令和三年以後の年に限るも から同日以後五年を経過する日までの期間 下この項において同じ。)の指定を受けた個人が、当該指定があった日 に規定する特定復興産業集積区域をいう。 旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定 に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興 (特定復興産業集積区域 (新震災特例法第十条の三第一項 以下この項において同じ。 (以下この項において「経過 地方公 以

興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号)第二条 等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この項において 、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に所得税法 この場合において、同項中「、百分の九」とあるのは、「百分の九とし 規定する被災雇用者等と、それぞれみなして、 場合には、 の三第一項に規定する産業集積事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条 する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興 新震災特例法第十条の三第一項に規定する給与等をいう。)を支給する る被災雇用者等をいう。以下この項において同じ。)に対して給与等()に勤務する旧被災雇用者等(旧震災特例法第十条の三第一項に規定 事 いう。)内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。)内に所在する令和三年 令 規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号 旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域(復 .県の区域内の市町村を除く。) の作成した同項の旧認定を受けた同項 、が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体(福島県又は福 業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を東日 業を行う事業所(以下この項において「旧産業集積事業所」という。 第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲 該当する区域を除 規定する旧被災雇用者等に対して支給する給与等 規定する旧被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては百法附則第八十六条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同 和三年改正法」という。)附則第八十六条第二項の指定を受けた個 当該旧復興推進計画を新震災特例法第十条の三第一項に規定 」とする。 く。 以下この項において「旧 同条の規定を適用する。 復興産業集積区 額にあって (旧福島 「域」と

『別控除に関する経過措置)(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の

第九十八条 省 略

下この項において同じ。)の指定を受けた法人が、当該指定があった日共団体(旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以2 旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公2

。)附則第八十六条第二項の指定を受けた個人が当該指定をした同項に れた同 く。)の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定めら 規定する旧認定地方公共団体(福島県又は福島県の区域内の市町村を除 ら令和三年三月三十一日までの間に所得税法等の一部を改正する法律(同項中「百分の十」とあるのは、「百分の十(平成三十一年四月一日か等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、 事業を行う事業所(以下この項において「旧産業集積事業所」と いう。)内に所在する旧復興特区法第二条第三項に該当する区域を除く。以下この項において「旧 項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者 する法律(令和二年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の東日 令和三年法律第十一号。 する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興 場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十条の三第一項に規定 新震災特例法第十条の三第一項に規定する給与等をいう。)を支給する る被災雇用者等をいう。)に勤務する旧被災雇用者等(旧震災特例法第十条の三第一項に規定す 法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市 に規定する事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に規定する被災雇用者 産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を同項 村の区域を除く。)内に所在する令和三年改正法附則第八十六条第二 項に規定する旧復興産業集積区域(復興庁設置法等の一部を改正 して支給する給与等の額にあっては 以下この項において同じ。)に対して給与等(以下この項において「令和三年改正法」という 以下この項において「旧復興産業集積 百 分の七)」 第二号イ(旧 とする。 [福島特] 区 |域| と

特別控除に関する経過措置)(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税

第九十八条 同 上

下この項において同じ。)の指定を受けた法人が、当該指定があった日共団体(旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以4 旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公4

第七 する。この場合において、同項中「、百分の九」とあるのは、「百分の 規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧 新震災特例法第十七条の三第一項に規定する給与等をいう。)を支給す う。)内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ(旧福島特措法 規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。)に 集積区域 域(復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号) た同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区 又は福島県の区域内の市町村を除く。)の作成した同項の旧認定を受け おいて「令和三年改正法」という。)附則第九十八条第二項の指定を受 得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この項に 九 同項に規定する被災雇用者等と、それぞれみなして、同条の規定を適用 る場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の三第一項に 該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」とい 画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産 事 適 第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第二条第三項 けた法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体(福 る被災雇用者等をいう。以下この項において同じ。)に対して給与等(に勤務する旧被災雇用者等 業を行う事業所(以下この項において「旧産業集積事業所」という。) とし、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に所 -七条の三第一項に規定する産業集積事業所と、当該旧被災雇用者等を、日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を 当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推 業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の経過適用期間内におい 業年度に限るものとし、解散(合併による解散を除く。)の日を含 一号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。)内に所在する合 十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる事 .期間」という。) 内の日を含む各事業年度 (施 同 日以 、に規定する旧被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっ 正法附則第九十八条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務 (特定復興産業集積区域(新震災特例法第十七条の三第一項に 後五年を経過する日までの期間 (旧震災特例法第十七条の三第一項に規定す (以下この 紀行日以 項において「経 後に終了 島県 7

む市町村の区域を除く。)内に所在する令和三年改正法附則第九東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地 用者等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合におい 規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。)に 集積区域 事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の経過適用期間内に 改正する法律(令和二年法律第四十六号)第二条の規定による改 められた同項に を除く。)の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計 項に規定する旧認定地方公共団体(福島県又は福島県の区域内の市町村 律(令和三年法律第十一号。 日 て、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の十(平成三十一年四月一 同項に規定する事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に規定する被災雇 復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を 規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧 る場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の三第一項に 新震災特例法第十七条の三第一項に規定する給与等をいう。)を支給す る被災雇用者等をいう。以下この項において同じ。)に対して給与等(に勤務する旧被災雇用者等(旧震災特例法第十七条の三第一項に規定す 業を行う事業所(以下この項において「旧産業集積事業所」という。) 第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる事 う。)内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ(旧福島特措法 該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」とい 滴 いう。)附則第九十八条第二項の指定を受けた法人が当該指定をした同 当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進 者等に対 から令和三年三月三十一日までの間に所得税法等の一部を改正する法 に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業 5 期 同 に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧 、間」という。)内の日を含む各事業年度 日以後五年を経過する日までの期間 (特定復興産業集積区域(新震災特例法第十七条の三第一項に して支給する給与等の額にあっては 規定する旧復興産業集積区域 内に所在する令和三年改正法附則第九十八条 解散(合併による解散を除 以下この項において「令和三年改正法」と (以下この (復興庁設置法等の一部 百分の七)」 行日以後に の項にお)の日を含む とする。 7 「域を含 画に定 お 11 を 計 て

ては百分の七とする。」とする。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

)の一部を次のように改正する。 第六十九条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号

第四十条から第四十二条まで削除

第三款 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

> 第四十条 受けた指定法人について準用する。 で定めるところにより、 事業のみを実施する法人であって、 に限る。 有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものと 復興推進計画の認定の日以後に設立されたもの して当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するもの に定められた特定復興産業集積区域の区域内に本店又は主たる事務所を 第三十七条第二項から第五項までの規定は、 次項において「指定法人」という。)については、 認定復興推進計画に定められた第二条第三 課税の特例の適用があるものとする。 この場合において、 第四条第九項の規定による当該認定 前項の規定による指定を (当該認定復興推進計 一項第二号イに掲げる 同条第二項中 震災特例 画

第四十一条及び第四十二条削除

準用する前項」と読み替えるものとする。

第四十条第一

項」と、

同項中「前項」とあるの

は

同条第二項にお

第

項」とあるのは

項」とあり、

並びに同条第三項及び第四項中

第三款 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及びに対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土工項第二号イ又は口に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、三項第二号イ又は口に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、三項第二号イ又は口に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、三項第二号イ又は口に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、三項第二号イ又は口に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、三項第二号イスは口に掲げる事業の用に供するを設定と表別で第三十九条第一項に規定する指定法人で第三十七条第一項に規定する指定法人に該当する場所を表別である。

き特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。 で定める場合に該当するものと認められるときは、当該地方公共団体に対して交付すべてある場合に該当するものと認められるときは、当該地方公共団体の措置による減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措象に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

律の一部改正)(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法

関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。第七十一条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に

(印紙犯罪処罰法等の一部改正)

第百八十四条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

~二十八 省 略

及び第十八項関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第十七項関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第十七項

二十九~三十三 省 略

罰則に関する経過措置)

に算入するものとする。
ま置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対するものに算入するものとする。
まで、
までは、
まで、
ま

(印紙犯罪処罰法等の一部改正)

第百八十四条 同 上

二十九~三十三 同 上

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 おその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりない下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定

(政令への委任)

経過措置は、政令で定める。第七十三条。この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な

(防衛力強化に係る財源確保のための税制措置)

第七十四条 政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及第七十四条 政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及する。